

様式第1（第1条関係）

事業継続力強化支援計画に係る認定申請書

令和5年12月26日

奈良県知事
山下 真 殿

奈良県北葛城郡河合町池部1-2-12
河合町商工会
会 長 松井 義明



奈良県北葛城郡河合町池部1-1-1
河合町長 森川 喜之



商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第1項の規定に基づき、別紙の計画について認定を受けたいので申請します。

（備考）

- 1 申請者名は、事業継続力強化支援計画を共同して作成する全ての商工会又は商工会議所及び関係市町村の住所、名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

認定を受けようとする計画に係る情報の提供及び助言を行う商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員の氏名：上島昌平

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

災害の特性

自然的条件から見た災害危険性・危険区域の把握

① 低地

町内の大和川水系の曾我川、高田川、不毛田川、葛下川、佐味田川に沿った下流域の低地にある旧集落及びその周辺で、内水氾濫による浸水被害が発生している。

② 台地

台地では大規模な災害は発生していない。町内では比較的安全な場所であると考えられる。ただし、豪雨時に小規模な土砂流出、擁壁やのり面の崩壊がある。

③ 丘陵地

丘陵地での主な災害は、自然斜面の土砂流出や人工斜面崩壊等であり、切土・盛土による地形の人工改変や宅地・道路等の造成と関連していると考えられる。

④ 感染症

新型インフルエンザは10年～40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速な蔓延により、町民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

(その他)

当町で過去に被害を及ぼした災害

- ・昭和57年8月 大和川大水害
- ・平成29年10月 台風第21号

(2) 商工業者の状況 (令和3年経済センサスー活動調査)

- ・商工業者等数 441者
- ・小規模事業者数 315者

【内訳】

		事業者数	備考(事業所の立地状況等)
業種	建設業	22	町内に広く分布
	製造業	48	町内に広く分布
	情報通信業	4	町内に広く分布
	運輸業・郵便業	6	町内に広く分布
	卸売業・小売業	96	町内に広く分布
	金融業・保険業	2	町内に広く分布
	不動産業・物品賃貸業	28	町内に広く分布
	学術研究・専門、技術サービス業	9	町内に広く分布
	宿泊業・飲食サービス業	45	町内に広く分布
	生活関連サービス業・娯楽業	47	町内に広く分布
	教育・学習支援業	25	町内に広く分布
	医療・福祉	58	町内に広く分布
	複合サービス事業	5	町内に広く分布
	サービス業(他に分類されないもの)	46	町内に広く分布

(3) これまでの取組

①当町の取組

- ・防災計画の策定
- ・防災訓練の実施
- ・防災対策備品の備蓄
- ・災害協定

②当会の取組

- ・事業者BCPに関する国の施策の周知
- ・奈良県火災共済協同組合、損害保険会社と連携した損害保険への加入促進
- ・会員事業所に対し、事業継続力強化計画の策定及び認定支援

II 課題

現状では、緊急時の取組について明確な行動計画は無く、協力体制の重要性についての具体的な体制やマニュアルが整備されていない。加えて、平時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員が十分にいない。

近年は、自然災害等が多発しており、行政をはじめ、当会と事業者間において災害対策にかかる協力体制の構築が課題といえる。

III 目標

- ・地区内小規模事業者に対し災害リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・発災時における連絡体制を円滑に行うため、当会と当町との間における被害情報報告ルートを構築する。
- ・発災後は、速やかな復興支援策が行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。
- ・被災後は、早期に事業を立て直すことができるように、各種の共済や損害保険への加入を推進する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに奈良県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和6年4月1日～令和11年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・当会と当町の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

< 1. 事前の対策 >

①小規模事業者に対する災害リスクの周知

・巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等）について説明する。

・会報や町広報、ホームページ、メールマガジン等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。

・小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なものを含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。

・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。

・新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。

・新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。

・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

②商工会自身の事業継続計画の作成

・令和6年度内に、事業継続計画策定を目指す。

③関係団体等との連携

・奈良県商工会連合会との連携を強化し、奈良県火災共済協同組合や、損保会社に専門家の派遣を依頼し、町内事業者を対象とした普及啓発セミナーや共済・損害保険の紹介等を実施する。

・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等を実施する。

・関係機関への普及啓発ポスター掲示・チラシの設置依頼、セミナー等の共催。

④フォローアップ

・小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認

・（仮称）河合町事業継続力強化支援協議会（構成員：当会、当町）を開催し、状況確認や改善点等について協議する。

⑤当該計画に係る訓練の実施

・自然災害（マグニチュード8.0の地震）が発生したと仮定し、当町との連絡ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する）。

< 2. 発災後の対策 >

・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

① 応急対策の実施可否の確認

・発災後は、速やかに職員の安否報告を行う（SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等を当会と当町で共有する。）

・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。

・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、河合町における感染症対策に基づき当会による感染症対策を行う。

②応急対策の方針決定

・当会と当町との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。

（豪雨における場合） 職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全を確保し、安全が確認できれば出勤する。

（地震における場合） 建物の倒壊や、道路の損壊、堤防の決壊など命の危険がある場合は、まず職員自身の安全を確保し、安全が確認できれば出勤する。

- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、3日以内に情報共有する。

(被害規模の目安は以下を想定)

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none"> ・目立った被害の情報がない。

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

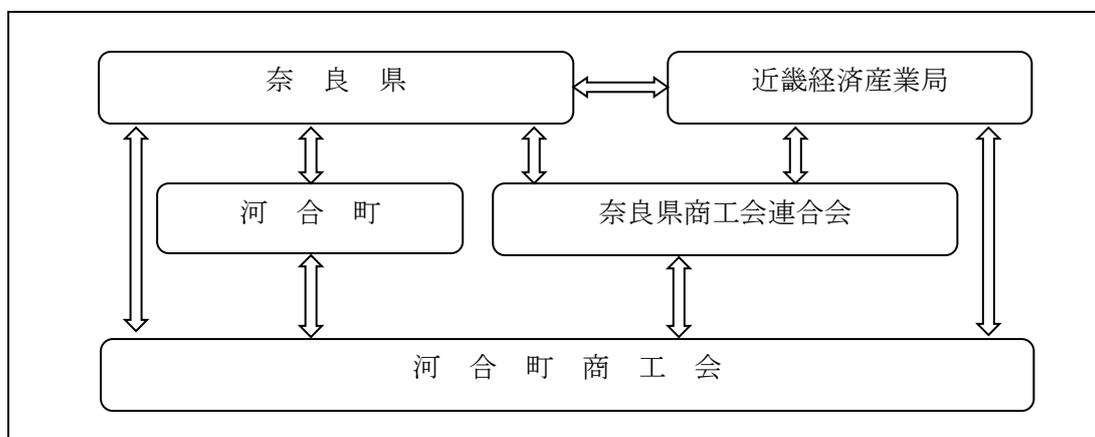
- ・本計画により、当会と当町は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～1週間	1日に3回共有する
～2週目	1日に2回共有する
3週目～4週目	1日に1回共有する
1ヶ月以降	2日に1回共有する

- ・必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する

< 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 >

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・当会と当町が共有した情報を、奈良県の指定する方法にて当会又は当町より奈良県へ報告する。
- ・感染症流行の場合、国や都道府県等からの情報や方針に基づき、当会と当町が共有した情報を奈良県の指定する方法にて当会又は当町より奈良県へ報告する。



< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ・相談窓口の開設方法について、河合町と相談する（当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や都道府県、市町村等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

- ・奈良県や河合町の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を奈良県商工会連合会等に相談する。

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに奈良県へ報告する。

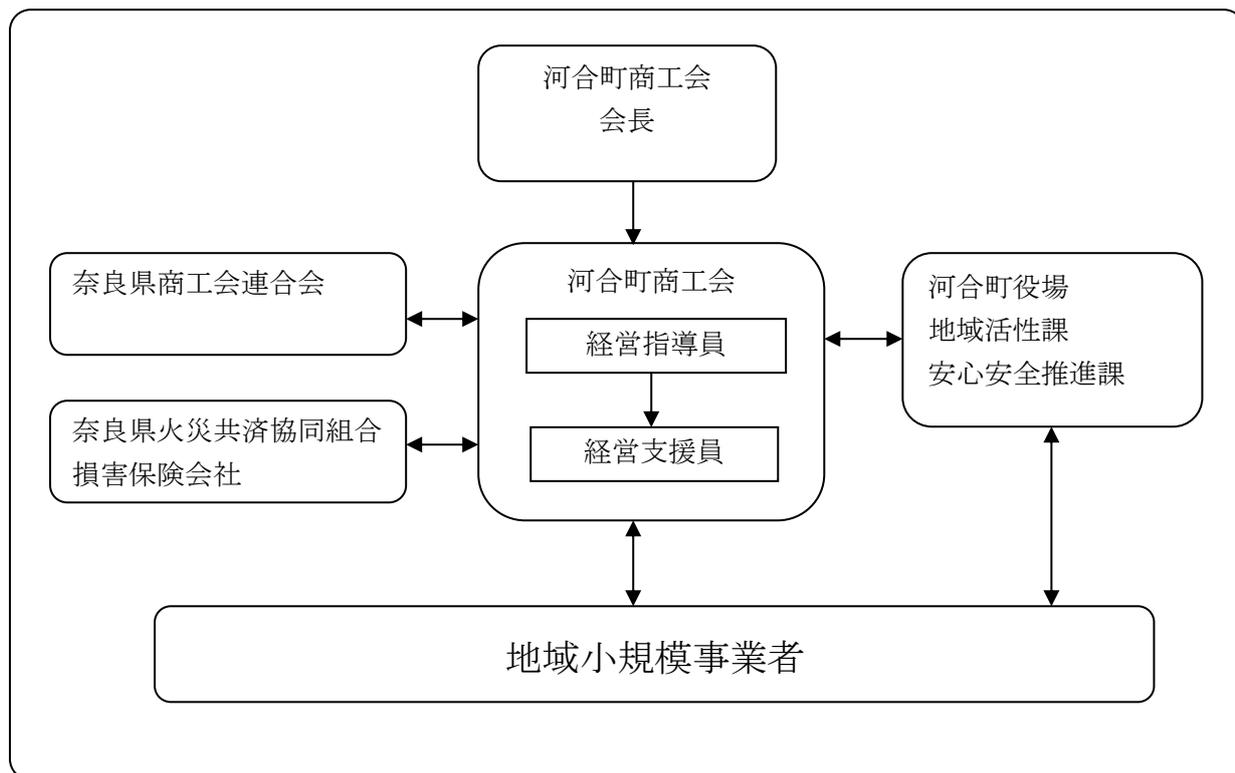
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和5年12月現在)

(1) 実施体制



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

経営指導員 上島昌平 (連絡先は後述 (3) ①参照)

②当該経営指導員による情報の提供及び助言

以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う

- ・本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ (1年に1回以上)

(3) 商工会、関係市町村連絡先

①商工会

河合町商工会

〒636-0053 奈良県北葛城郡河合町池部1-2-12

TEL: 0745-56-2335 / FAX: 0745-57-1547

E-mail: kawasho@apricot.ocn.ne.jp

② 関係市町村

河合町役場

〒636-0053 奈良県北葛城郡河合町池部1-1-1

まちづくり推進部 地域活性課

E-mail: chiiki@town.kawai.nara.jp

TEL: 0745-57-0200 / FAX: 0745-56-4002

企画部 安心安全推進課

TEL: 0745-57-0200 / FAX: 0745-56-4007

E-mail: anshinanzen@town.kawai.nara.jp

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位：円)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
必要な資金の額	210,000	60,000	210,000	60,000	210,000
専門家派遣費	60,000	60,000	60,000	60,000	60,000
セミナー開催費	50,000	0	50,000	0	50,000
広報費	100,000	0	100,000	0	100,000

調達方法
会費収入、事業収入、各種補助金等